

令和5年度第3回
神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

令和5年10月11日（水）

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

午後1時00分 開会

○小森担当課長 それでは、ただいまから令和5年度第3回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

本日は、委員9名のうち6名の委員の皆様が会場で、勝島委員がリモートでの御出席となっております。

なお、本日、植田委員、山本委員は御欠席となります。

以降の進行につきましては、要綱の規定により太田座長にお願いいたします。

○太田座長 太田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

第1回の検討委員会でも御承認いただきましたように、会議及び会議録は公開としまして、発言者についても公開するとともに、委員会の傍聴も認めるということにしたいと思います。

なお、会議資料については、後日、議事録とともにホームページに掲載しますので、傍聴者の資料は終了後に回収するというようにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 お一人いらっしゃいます。

○太田座長 それでは、傍聴について許可をいたしますので、希望者の方に入室していただきたいと思っております。

(傍聴者入室)

○太田座長 それでは、まず議題1の神奈川県犯罪被害者等支援条例の見直しについて、まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

○橋本主任主事 資料1により説明。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対して御意見や質問がありましたらお願いいたします。

各条例の条文の必要性については恐らく問題ないだろうと思っておりますけれども、文言とか表現とか施策を実施する上で不足の部分がないかどうかということについて御意見を賜ればと思いますけれども、いかがでしょうか。

二次被害につきましては、最近の条例でもこれを規定しているところが多いですので、こういった規定を入れるということの必要性についても恐らく御異論はないのではないかとこのように思いますし、県とか、県民とか事業者とかという責務の中に二次被害のことも含めたりとか、弁護士による支援の場合にも二次被害の防止といったものも相談に含めるということについても問題がないと思っております。専ら文言の改正はこの二次被害の防止に関する部分が非常に大きいと思っておりますけれども、これに関するものでも構いませんし、それ以外のことでも構いませんが、何かございましたらお願いいたします。

○渡邊委員 最近できた条例なんかによると、学校教育による犯罪被害者支援の必要性とか、あるいは加害者にならない、被害者を生まない、そういう形の学校教育が必要だということであつたわけである条例があるんですね。ですから、神奈川県もぜひ学校教育における被害者支援という形で、項目を1つ入れていただければと思います。

○太田座長 今の点について事務局のほうはいかがでしょう。県としての対応としてはいかがでしょう。

○小森担当課長 御意見ありがとうございます。

学校教育においては、国のほうも進めています「生命（いのち）の安全教育」等もあるかと思えます。そういった点で県の教育委員会でもいろいろ進めているところかとは思いますが。条例に盛り込むかどうかというところの御意見ですけれども、ちょっとこの辺は御意見として受け止めさせていただきたいと思えます。

○太田座長 含めるとしたら、どのような形で規定を入れるのがいいと思われませんか。学校のほうは責務のような形で規定するのがいいのか、それとも学校教育の在り方みたいな形で規定するのがいいのか、何か御意見がありましたらお願いいたします。

○渡邊委員 県は学校と連携してみたいな、あるいは教育委員会と連携してそういう学校における被害者支援の必要性を学ばせるみたいなの、そんな感じになるのかなという気はするんですけども、ちょっと文言についてはまだはっきりと。

○太田座長 1つは県民の理解促進というかなり広い内容になっていますけれども、その中に学校のことを含めたようなものにするのか、それとも今御提案があったように、学校を特出して学校における支援体制の強化やその理解の促進みたいな、被害者に対する理解の促進みたいな規定を設けるか、それが1つの方法かと思えますけれども、ほか、この点に関して何か。

お願いいたします。

○勝島委員 太田先生からたびたび医療関係者についての二次被害について御指摘いただいているところですが、この条例には医療関係者という項目はないと思えますが、あえて読み取るとすればどこで読み取ることになるのか、あと、今後、私も医療関係者として何か横展開をやれないかとは思いますが、それについてはこの条例の中では特にうたってはいないのでしょうか。

○太田座長 医療機関についての特出した規定は特にございませんけれども、これについて県のほうで何か考えられたことはございますでしょうか。

○勝島委員 あえて読み取るとすれば、どの条文で医療関係者は取りあえず現行では二次被害についてしっかり取り組んでいくことになるのか、その辺のところは何かあれば教えていただきたいと思います。

○太田座長 1つは事業者ですかね。医療機関を事業者であるとか、医療法人ですから含まれるといえば含まれるんですけども、ただ、そういったものをどこまで特出して規定するかということだと思ふんですが、1つは恐らく第6条ですかね、一般的な責務としては。特に医療に際しての支援の在り方とか二次被害の防止とかということ、そこら辺でも読み込もうと思つたら読み込めますけれども、ただ、

あえて医療関係者に問題提起といいますか、意識を持っていただくには、確かにこれだけ広い規定だと、自分たちを事業者だと思ってくださらない医療機関があるかもしれませんから、そこをどうするかという問題かもしれません。

○勝島委員 今後の課題として、一言申し上げました。

○太田座長 ありがとうございます。

ですから、学校における支援体制とか啓発教育ということ、それから、医療機関における支援体制、そういう特に犯罪被害者が関わる可能性の高い部署における支援体制の強化とか教育啓発といったことをどこまで条例に書き込むかというちょっと技術的な問題も関わってくるかもしれません。計画のほうにいろいろ書くことは多分可能ですし、ある程度書いてある部分もあるかと思えますけれども、条例にどこまで書くかということかと思えます。

あと、第19条ですかね。医療機関、事業者の理解の増進を、ここもある程度医療機関を読み込もうと思ったら読み込めるかもしれません。事業者の規定は特に置かれていなかったですかね。定義規定はなかったですね。この条例の場合に、事業者というものの定義規定は特にないですね。だから、そうすると、医療機関が特にこの規定を見てもあまり認識していただけない可能性は確かにあるのかもしれない。ただ、ちょっと学校が事業者にはちょっと入らないと思いますので、何か特別な形で規定するかどうかということかと思えます。

ほか、その2つの機関でも構いませんし、それ以外の点でもこういった特別な被害者に関わる日常生活ないしは被害後の支援で関わる機関についての支援体制を強化する上で、何か条例に盛り込んだほうが良いような部署、例えば福祉施設とかがあるかもしれませんけれども、1つずつ書き出すと、みんな特出ししなければいけないということにはなるんですけれども、何か御意見がありましたら、まずその点についてお願いします。

川崎市とか茅ヶ崎市の場合は、そのあたりの条例規定はどうなっていましたでしょうか。ちょっとよろしいですか。ちょっと今、手元にないものですから。

○山根委員 川崎市においては、今資料を見ながらでありますけれども、渡邊委員からご指摘ございました教育に関する支援といたしまして、教育支援ということで、通学が困難となった場合に教育関係費、家庭教師ですとか送迎等を助成するという制度がございます。例えば、家の近くで被害に遭い、御自宅から避難して、避難先から学校に通っている。その交通費、これを助成するというような制度がございます。

ただ、条例のどこで読み取るかといいますと、教育支援ということで経済的負担の軽減、川崎市の条例第8条に当たるんですが、その部分で読み取って教育支援ということで位置づけをして、支援を実施しておるところでございまして、同じく県の条例で教育支援というところを読み取っていくと、第11条の経済的負担の軽減というところに当たるのか、それとももしくは日常生活、お子さんにとっては学校生活がございまして、日常生活の支援、その中で明記するかどうかはともかく読み取っていくという形になろうかと思えます。

○太田座長 ありがとうございます。

経済的負担の規定に読み込めるということは、交通費の支援ということになっているからですね。分かりました。

あと、今お話しありましたように日常生活の支援の中に読めるといえば読めるのかもしれませんが、これは一応学校が例示規定になっていないので、多分場合によってはこういうところにも学校生活における支援も読めるような規定にするというのは確かに一つの方法かもしれませんが。川崎市は特にその規定には入っていないわけですね。学校という文言は特に一般の条例の中には入っていないわけですね。

○小森担当課長 座長、すみません。事務局から一言よろしいでしょうか。

○太田座長 お願いいたします。

○小森担当課長 先ほどの教育の関係なんですけれども、第18条の県民の理解促進というところがあります。資料1でいいますと6ページのところの真ん中よりちょっと下のところなんですけれども、その最後の行に「教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする」ということで明記されています。こちらに、主な取組として先ほどお伝えしたような「いのちの大切さに関する教育の推進」など、教育の部分はこの第18条にも含まれているということで理解いただければと思います。

○太田座長 教育とか啓発はそれでいいかもしれませんが、支援となるとここからは読めませんよね。だから、それをちょっと一般の規定の中に、川崎市の場合は交通費の負担をしているので、県の条例でいえば第11条の経済的支援にも含まれているというふうに読もうということなんですけれども、果たして第13条とか第14条の中にそういった学校における支援といったものが意味しているというように含まれるとは思うんですけれども、果たしてこういったところに規定として文言を入れるのかどうかということになってくるか、もしくはどこかに別の規定を設けるのかということかと思えますけれども。

ほかの機関も含めて、何か御意見ございますでしょうか。これは規定の在り方、ちょっと立法技術的な問題もあるかと思うんですけれども。

じゃあ、お願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。

この条例の中に学校とか教育委員会とか教育機関のことを入れるというのは、私は賛成ですけれども、なかなか難しいという事情もあるのを伺っていて、ある広域自治体の話だと、事業者は入れられると。でも、教育の現場は今非常に忙しくて、犯罪被害者等支援条例をつくるに当たって相談したんですけども、ちょっと勘弁してほしいと言われて入れることができなかつたという事情をうかがったりしました。こういう条例の中にどういう形で入れるのが適切なのかなというのは、それは私もかねてから考えています。

ただ、私が思うのは、特に現在学校等、生徒児童に関して性被害にあうことが非常に注目を浴びるようになって、その予防、それから、学校の現場における対応をもっと充実させなきゃいけないと思っています。計画の中にそれを入れているならいいかもしれませんが、条例の中にこそきちんとしておくという考え方もあるので、その辺ですね。条例の中になじまないというか、難しいという面もあるのかも

しませんが、今申し上げたような学校とか教育委員会、それとどう連携を取って被害者支援を充実させるかということを考えていただいて、条例の条文の中に今回入れることができるかというのを検討していただけたらと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

県の教育委員会であれば、県の責務の中には当然に含まれてきているとは思いますが、あとは学校ですよね。そういったことをどういう形で規定するかということにはなろうかと思えます。

それでは、こういった御意見が出たということは記録にとどめていただいて、また県のほうでもどういう形の規定の仕方がよいのかということも検討いただいて、次回のときにでも素案なり何かを示していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。この条例の規定について。

天野さん、お願いいたします。

○天野委員 二次被害の防止を入れるのは非常に賛成なんですけれども、「二次被害を防止し」という文言を入れる条文と入れていない条文と、その辺の検討経過とか、どういう点をポイントにして二次被害の防止というものを入れたのか、ちょっとまず教えていただけたらと思いました。

○小森担当課長 二次被害の防止を、どこに入れて、どこに入れなかったかという調整経過でしょうか。

○天野委員 そうです。何か基準があって入れたのか。というのは、私ちょっとこれを拝見していて、第20条とかにも入れていいんじゃないかなと思っていて、推進体制の整備のところでは犯罪被害者等支援を推進するためだけではなくて、二次被害の防止というのを明示的に入れてもいいのかなと思ったんですけれども、ただ、ざっと見ていると、何となく理解のところに入っているのかなとかちょっと思ったりして、何かその辺のメルクマールの的なものがあったのかというようなことをちょっと伺いたいなと思いました。

○橋本主任主事 当時の資料によりますと、二次被害防止を基本的な姿勢として明確にするため、第2条に二次被害の定義を設けるとともに、基本理念、県民や事業者の責務等の規定を整備することによりまして、県として、二次被害防止のための施策をより効果的に行い、県民、事業者、関係団体、市町村などとともに、被害者を支える地域社会を形成していく根拠とするとしております。定義規定を設け、責務と基本理念を整備するとともに、それに対する施策の拡充として法律相談の対象を拡大したという整理にしているようです。

ただ、御指摘のとおりほかにも入れられるところはあると思いますので、御意見を踏まえながら事務局で検討という形にさせていただきたいと思えます。

○天野委員 ありがとうございます。

体制の整備のところ、理念的なところに入ってもいいのかなと思ったので、一言申し上げました。ありがとうございます。

○太田座長 ありがとうございます。

二次被害の防止も当然被害者支援の一部なので、それを被害者支援だけというのか、あえて二次被害の防止を入れるかということかと思えます。ただ、責務のところは

当然県民や事業者にそういった問題があるということを認識してもらうのに、特に明示的に規定する必要はあるだろうというふうには思いますけれども、確かにそうすると、支援のところに全部入れるかどうかということですよ。

ただ、弁護士さんについては二次被害としての非難中傷とか侮辱とか、そういったこともありますので、法律相談の中でもやっていただけるんだと、それも当然対象になるんだという意味では規定する必要はあるかと思いますが、日常生活の支援というのに関係ないかと言われると、ないわけではないですが、あまりどちらかという関係ない。

○天野委員 どちらかというところ、体制整備とか理念的な条項には入れてもいいかなとちょっと思ったんですけどもね。

○太田座長 ただ、心身に受けた影響からの回復は、犯罪そのものから受けた場合以外、二次被害による影響もあるので、ここは入れても別に問題はないだろうと思いますか、当然そういうことでこれまでもやってきていただいていますよね。二次被害を受けた精神的な被害についての支援をやってきてはいるので、現実に合わせて入れても問題はないだろうと思いますけれども、入れやすいところ、入れたほうがいい、政策的にいいという部分と、入れなくても含まれているだろうというところと、ちょっと関係は薄いだろうというところはあるので、そこら辺を整理してもう一度条文を見直していただくといいかもしれないというふうに思います。

あと、ちょっとこれは後の計画のところでお話しさせていただこうかと思うんですけども、これだけ二次被害の防止ということを入れたら、二次被害の防止に関する具体的な施策の内容として、実施しているものも二次被害の防止につながるものはいっぱいありますけれども、新たに何かそういったものが考えられないのかどうか。条例、条文に入れただけで、計画のほうは従来どおり「弁護士による法律相談の実施」とか「心身に受けた影響からの回復」というところに、二次被害の話が計画の中に出てこないんですね。そこはどうするのかということはあるかと思いますが、規定だけの話だと言われるとちょっと悲しいものがあるかなという気はいたします。

ほか、条例について何かございますか。

伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤委員 条例の中で、第4条の県の責務というところで特に第3項ですが、県民及び市町村に対し云々、必要な支援を行うように努めるものとするところがあります。今国のほうとしても支援体制の強化ということで、特に基礎自治体の力をつけさせようという方向にあるので、そこにおいて県がどうバックアップできるか、県がもっと指導したりいろいろできるのではないかという話もありますので、その連携というようなことを入れて、その辺のことを明確にしたらいのではないかなと思いました。

ですので、今の国の動きを踏まえて神奈川の県の責務というところにその辺を明確に入れていただけたらよろしいのかなと思いました。

○太田座長 基礎自治体との連携の部分を含めてはどうかということですが、恐らく第20条だけではちょっと足りないというか、やっぱり責務のあたりのところ

に入れたほうが良いような気がしますね。

○伊藤委員 どんな言葉が適切なのか、入れるとしたらほかもありますよね。

○太田座長 ただ、第20条は実際の推進体制整備のお話なので、責務というところには確かに入っていないですね。つまり市町村との推進体制整備というところは一応あるんですけども、果たしてその責務のところでもそういったものを連携強化の責務という形で規定するかどうかです。

○伊藤委員 まさに責務ですよ、県としては。というふうに位置づけたほうが良いのではないかと思います。

○太田座長 そうですね。第4条の中にそういった連携強化みたいなことも含めてはどうかという御意見でございます。神奈川県自体は非常に先進的な取組を行っていますけれども、神奈川県下の市町村となりますと、かなりまだ格差がありますので、ここは条例の規定としても何か工夫ができないかというところは、前からこの検討委員会でも問題意識として共有してきているところかとは思いますが、条例としてどういう条文にしておくのかということと、具体的に計画で何をするのか、できるのかという問題かと思えますけれども、その点に関して何か事務局として何かございますか。

○小森担当課長 第2項には国、他地方公共団体及び県民等との連携と、連携という言葉が入っていて、第3項では、県民等及び市町村に対し、必要な支援を行うということで書き分けている感じであります。第2項のほうで、他の地方公共団体に県内市町村を含めていると考えています。

○太田座長 他の地方公共団体は、市町村ではないんですか。第3項は市町村ですよ。

○小森担当課長 そうなんですよね。

○太田座長 これ恐らく広域的に発生した被害の場合に、例えば神奈川県と東京都が連携して、両方にまたがって犯罪被害が発生した場合に東京都とかと連携しなければいけないということも意識して広くしてあるんだとは思いますが、ただ、ここに市町村との連携というところまで読み込めるのかどうかということかと思えますけれども。

○小森担当課長 第2項として、県内の市町村もこちらのほうで想定している、示していることになっております。

○太田座長 ほかの県内の市町村以外の地方公共団体との連携も入っているわけですね。

○小森担当課長 そうです。

○太田座長 じゃあ、市町村を含めるとの条文があるといえ、そういうことなんです。

○伊藤委員 連携という言葉が適切かよく分からないんですけども、市町村のレベルを上げるために県ができることはあるのではないかなということ。そういう視点から県がもっと力を入れて市町村とやっていますよ的な文言が入れば、より明確に神奈川の今後の方向性が見えてくるかなと。それが先ほど申し上げましたように、国が今取り組んでいる方向性です。なので、そういうことも踏まえて、せ

っかく条例に少し手を入れるということであればという提案です。

○太田座長 恐らく連携の形としては、普段から様々な支援体制を整備していく上で、県と県下の市町村との連携を行うというものと、実際に大きな事件が発生した場合に、津久井やまゆり園の事件のときも県と、それから相模原市と、民間の被害者支援センター、警察と連携して、あのときは警察に何か支援チームができましたよね。だから、そういうふうにあのときにやったことをきちんと個別のケースについても対応できるし、普段からの支援体制の整備についても連携できるようにという、その2つを含んだ御趣旨だろうと思えますけれども、それをこの県の責務の中で規定するのかです。前回協議会の話で結構盛り上がりましたが、市町村との連携協力としての協議会の規定を別途設けることも考えられます。責務のところは何とか読み込めるとしておいて、もしくは何か文言を加えて、そういう規定をつくって、その上で協議会の話なんかも条例上の位置づけにしてしまうというのも一つの方法かとは思いますが、そういうのは市町村から見られるとどうなんでしょうか。特に迷惑だということにはならないとしても、かえって負担が重いかということにはならないでしょうか。

○押切委員 市町村が行う支援施策に対して、そのような連携があった方が、支援施策のない市町村も実施に向けて進めていきやすいと思います。

○渡邊委員 すみません、第1回検討委員会のときも言ったんですけれども、私もは被害者支援条例を全国に広めようということで活動しているんですね。その中で地方からよく上がってくるのは、条例をつくっても何をしたいかわからない。条例をどう理解していいかわからないとか、条例がないところだと、被害者の人が来たら何をしたいかわからないと。これが地方の小さい市町村の担当者の本音だと思うんですよね。

そういう意味では、横浜、川崎、相模原、この政令市については専門職を採用してやっていますので、そういう心配はないかと思うんですけれども、県下の残り30ぐらいですか。30ぐらいの市町村でも今まで被害者に会ったことがない担当者というのは結構いると思うんですよね。ですから、そういう担当者と県の担当者が連携をして、こういう場合はこうするんですよという形で指導するとか、一緒に支援に当たるとか、そういう体制が出来上がればいいというのは第1回検討委員会のときも言いました。ですから、例えば警察から情報提供が来て、こういう事件が起きて、被害者がここに住んでいるというふうになった場合に、当然サポートステーションでは会議を開くと思うんですけれども、そこに担当する市町村の担当者も呼んで一緒にその辺の検討をするとか、そういう体制が出来上がるといいかなというふうに思っています。以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

具体的な内容は計画に盛り込むとして、それを実現しやすくするために、じゃあ条例にどういう書き方をするのがいいかということだと思います。

○中嶋室長 現在は、警察が被害者等への支援を行うときは、例えば茅ヶ崎市に居住の方の場合、茅ヶ崎市の制度説明を行う際に、付添支援を行い、一緒に市役所に行って、これまでの事件等の流れや茅ヶ崎市で提供できる制度等について連携しな

がら、被害者の方等に説明をしておりますので、条例ができています市町村とは連携が取れているかと思えます。

○渡邊委員 できていないところが問題なんですね。

○中嶋室長 そのため、逆を言えば仮に条例が制定されていない市町村についても、被害者等への十分な制度説明等がなされない恐れがあるときなどは、同様に付添支援を行いながら、市町村と連携して進めていかなければならないと思えます。現在も警察、被害者支援センターも付添支援を行っており、今後も同様に市町村等と連携しながら支援を行っていきます。

○太田座長 この市町村との連携を含めた県全体での被害者支援の整備と格差解消ということは、この検討会での非常に重要なテーマになっておりますので、そのために必要な規定ぶりをどうしたらいいのか。この後、御議論いただきます計画について具体的にどういう内容を盛り込めばいいのかという問題だろうかと思えますが、ちなみに川崎市さんのほうもお願いいたします。

○山根委員 県内市町村間の連携というお話でございましたけれども、少し話は続きますが、10月1日付で警察庁に新たに犯罪被害者等施策推進課という新しい組織ができた。その中で目指すものとして、より一層国と地方公共団体を含む関係機関、団体が連携を強化し、犯罪被害者施策を推進していくということの大々的に掲げて発表されておまして、その中で犯罪被害者等施策の一層の推進、これは令和5年6月6日の犯罪被害者等施策推進会議決定ということで通知が来ているんですけれども、地方における途切れない支援の提供体制の強化ということで、国が積極的に司令塔機能を果たし、かじ切りをしてというんですか、地方公共団体における総合的対応窓口の機能強化や関係機関、団体との連携協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行う。1年以内をめどに結論を出し、これを踏まえて必要な施策を実施するというので、県の役割としてすぐ県内市町村のいろんな支援をしなければいけないというよりも、うまく国のこういった施策と地域といいますか、県内の市町村、既に特化条例を持っているところとまだつくっていないところも含めて、県がうまく情報をつないでいただいて、そういった国の取組などもうまくつないでいただいて、そういうハブ的な役割をしていただくのが、県という大きな広域自治体の役割かなというふうにちょっと思いました。

県だけが市町村の全て条例のないところをケアしていかないといいられないというよりも、一方でそういう国の制度もうまく活用して、それを市町村につないでいくという役割についても期待したいところかなと思えます。以上です。

○太田座長 今、国のほうでは伊藤先生が中心になってそのあたりの検討も行っておまして、でも、恐らく最終的には各広域自治体がどういう形で市町村とうまく連携協力しながら制度を整備していくかということになろうかと思えます。それが恐らく最終的な目標だろうというふうに思えますので、それをどういう形でやるのかとなると、恐らく制度ごとに異なった形もあるのかもしれませんが、そのあたりでいかがでしょうか。

確かに今の県の規定でも読めなくはないということもあるのかもしれませんが

ども、もう少し具体的に何か踏み込んで市町村が広く支援体制を整備できるようにというような文言も入れて、具体的な施策を入れないといけないのかもしれませんが。実際、この第3項があっても神奈川県では市町村の制度が進んでいないわけですね。だから、このままでいいということでは多分ないと思うので、この規定をうまく変えるか、もう一つは何かちょっと私の勝手なイメージですけれども、県と市町村との連携協力みたいな規定を設けておいて、具体的な協議会みたいなものを設置してこういうふうに見て検討するみたいなこともあり得るのかもしれませんが。もう既に実際やっているわけですので、その根拠規定をあえて設けて、その中にはそういった各市町村における被害者支援の体制の整備に資するためとか、格差解消という言葉を使っていいのかわかりませんが、何かちょっとそういう規定を別途つくるのも一つの方法かなというふうには思います。

そこも含めて事務局のほうで御検討いただいて、何か規定ぶりとしてこういうものができないかということをお示しいただければと思います。それを踏まえて、また次回以降の検討会で検討できればというふうに思います。あと、具体的な施策のほうでもまた出てまいりますので。

じゃあ、一旦市町村との連携協力については以上とさせていただきます、ほかの点で何かございますでしょうか。

それでは、私から1点よろしいでしょうか。この検討会でも何回か出ていたかと思いますが、被害者の自助グループといいますか、自助団体といいますか、こういったものに対する支援といった課題がありました。もちろんこれは民間の被害者支援センターでもやっていただいているんですけども、県としてもそういう役割を果たしているのではないかとこのふうにも言われておりましたので、もちろん民間の被害者支援団体に対する支援という規定は第17条にもあるんですけども、民間の被害者支援団体という定義からすると、これでは自助団体は入りにくいように思われます。被害者支援を行うことを目的とする民間団体とはちょっと性格も違うかと思いますが、例えばそこでもう一つ、どういう表現がいいかわかりませんが、自助グループとあまりカタカナを使ってはいけないのかもしれませんが、自助団体の活動に関する支援規定を入れるとか、そういったこともちょっとこの会議でも出ておりましたので、そこについては御検討いただいた経緯が何かございますでしょうか。

「その他」には入ってきますけれども、その他の犯罪被害者に関係する団体には入らなくもないとは思いますが、ただ、もうちょっと明示的に規定してもいいのかなという気はいたしますけれども、もしその点で検討されたことがあれば教えていただけますでしょうか。

○小森担当課長 第2条の第6号に民間支援団体という規定があります。ここを見ると、犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう、となっていて、この民間支援団体にはそういった自助グループも含まれます。ですので、先ほどの第17条につきましても民間支援団体には自助グループが入るというふうに理解していただければと思います。

○太田座長 ちょっと足りないと思いますね。明示的に規定しても罰は当たらない

と思います。

それでは、まだほかに条例に関する御意見があるかもしれませんが、もしございましたらこの会議の後でもメールなり文書なりで事務局のほうに送っていただきたいと思います。取りあえず条例に関する今日の検討はここまでとさせていただきます、これを前提とした上で次の議題2の第4期の神奈川県犯罪被害者等支援推進計画において充実する取組についてどうすべきかということについて御審議をいただいて、御意見を賜りたいと思います。

まず、事務局のほうから説明をお願いしますでしょうか。

○橋本主任主事 資料2、3により説明。

○太田座長 どうもありがとうございます。

それでは、推進計画の内容について御意見を頂戴したいと思いますけれども、多岐にわたりますので、今御紹介いただいた項目別に御意見を賜りたいと思います。

まず、最初の基本的な施策が総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携ということでございます。この点について、また、先ほどかなり市町村との連携については具体的な御意見等も伺ってはおります。項目としては、そちらのほうにも関わってくるかと思えますけれども、一応セクシュアル・ハラスメントとかそういったことに対する御説明もこの施策という中での御説明でいただきましたので、そこも含めて御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

質問ですけれども、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口が県立総合教育センター内に設置されているのですよね。そこが対応に依拠するというので、学校の中ではなくて、何か別の1か所の、ちょっと私はこのセンターを存じ上げないんですけれども、そこにアクセスをして相談するということでしょうか。

○小森担当課長 県立の学校につきましては、この総合教育センターのところにも相談窓口というのを設置しておりますので、そこも一つの窓口としての役割を果たすということになっております。

○太田座長 学校の中にはそういう窓口というのは設けられていないのでしょうか。このセンターのことを生徒は知らないと思います。また、これセクシュアル・ハラスメントという言葉の使い方もちょっと何か少し多義的だなという気がします。もともとハラスメントというのは、権力関係にあったりとか力関係に差がある場合の中でそれを乱用するというケースなので、どちらかというところ、これは生徒と書いてありますけれども、何か先生のような話にも聞こえなくもないんですね。ただ、これはもちろん先生の生徒に対する行為だとか、生徒間の行為とかということも含まれているということですのでよろしいのでしょうかね。

そうすると、これはセクシュアル・ハラスメントというふうに言っているのかどうかよく分からないなと思います。最近でもいろんな事件が起きておりますので、むしろ性犯罪被害とかそちらのほうに含めた方がいいのではないのでしょうか。むしろセクシュアル・ハラスメントは職場間の何か職員が女性に対して「今日はすてきだね」とか、しきりに食事に誘うとか、そういう話みたいな感じに思われてしまう

ので、ちょっとこの概念の整理が必要だなという印象を受けました。ここはセクシュアル・ハラスメントの相談とって、生徒が性被害を相談してくるような感じになるのでしょうか。

○小森担当課長 窓口としてはそのような形になっています。

○太田座長 そしたら、セクシュアル・ハラスメントじゃなくて性被害とか性暴力とか、何かもうちょっと違うのいいかもしれませんね。何か職員間のセクシュアル・ハラスメントだったらいいんですけれども、そうではないですよ。

○小森担当課長 そうではないです。

○太田座長 セクハラも非常に深刻だと思っているんですが、先生間みたいなイメージになってしまうような気もしているので、むしろ先生の生徒に対する性暴力とか生徒間の性暴力みたいなこととか、高校生ぐらいになるとデートDVみたいなものもあるでしょうし、そうなると、性暴力、性犯罪みたいなことに位置づけたほうがいいのかという気がします。セクシュアル・ハラスメントの相談窓口と書いていたら、多分生徒は行かないですよ。ちょっとそここのところは工夫も必要かなという印象は持ちましたが、天野先生、何かございますか、その点に関して。よろしいですか。

○天野委員 本当に太田先生の御指摘のとおりだと。私も何でセクハラなのかなとちょっと思っていたので、性暴力とか性被害とか、趣旨がそういうことであればそれがきちんと伝わるようにしたほうがいいかなと思いました。以上です。

○太田座長 ありがとうございます。じゃあ、これが連携強化という項目なのかどうかちょっとよく分かりません。むしろどっちかという被害からの回復だとか相談とかという項目のような気がするんですが、ただ、一応位置づけとしては施策1に位置づけられているので、そこも含めて何かほかに御意見があれば頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○橋本主任主事 すみません。私の説明が伝わりにくく申し訳なかったのですが、県立総合教育センター内に設置しました「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」については、子ども・若者の相談機能の充実に含まれると、事務局としては考えておりました。ですので、市町村との連携強化とはまた別の話で、県として子ども・若者に対する相談の充実の一環として、個別専門的な支援体制ということで、「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」を追加したという整理であります。

○太田座長 いろんな項目に関わってくるんですけれども、ただ、この資料2とか資料3によると、位置づけがこの基本方向1に位置づけられていますよね。ただ、内容としてはどちらかというと2の日常生活支援の中の心身に受けた被害からの回復に近いような内容も入っているので、両方に入るとということなんだろうと思います。ただ、検討項目としては今のここで御議論いただいていると思うので、そこも含めて御意見を頂戴したいということでございます。

ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。今の性犯罪被害への対応ですが、今期の臨時国会での立法は見送られましたけれども、近い将来の立法として日本版DBSをつくるというときに、単に性犯罪歴の照会と採用の可否とか、それか

ら、配置転換とか、そういう制度だけじゃなくて、恐らく学校等は性犯罪被害の防止義務を課せられることになるんだろうというふうに予測しています。

そうすると、学校における性犯罪被害の防止とそれに対する被害後の相談体制の強化ということは、かなり意識的にうたっておいたほうがいいように思います。そうすると、先ほどみたいなセクシュアル・ハラスメントの相談窓口じゃなくて、まさに学校における先生の生徒による被害とか、この間のどこかの予備校みたいに塾における生徒への性犯罪といったことも含めて子どもからの性犯罪被害の防止や相談体制の整備、これは今回のSNSとかそういったことは非常に一つの施策にはつながるかと思いますが、そういうこともちょっと意識したような内容にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。どこをどういうふうに変えればいいのかということは、また個別に検討しなければいけないと思うんですけども、その点については何か事務局の方で日本版DBS等の関係で検討されたことはございますでしょうか。早いと来年の通常国会になる可能性はあるかと思いますが。

そうすると、ちょうど神奈川県条例改正と前後するような形になるとすれば、性犯罪、特に子どもに対する項目の中に入ってきている部分もあると思いますけれども、隠れた被害を顕在化させるためのアウトリーチ的なものも含めて、支援体制の整備ということは考える必要があるのかなと思います。日本版DBSを射程に入れると、子どもの性被害の相談体制の整備ということは非常に重要になってくるかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○小森担当課長 そういった動向も今後注視していきたいとは思っております。それから、教育局との連携もこれまで以上に必要になるかなと思いますので、その辺も強化して行って、検討できる範囲で考えていきたい、進めていきたいというふうに思っております。

○太田座長 8ページにもあります。また後で御議論いただきます8ページのほうの子ども・若者に対する相談の中でSNSとか、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとか、こういったものとかも今の問題に資することになりますので、この方向としては非常にいいだろうというふうに思うんですけども、ただ、そういった立法のことも意識をしておくことよりいいかなというふうに思ったものですから、発言させていただきました。

むしろこの点も含めて、後のほうの議論のほうがりやすいですかね。もしよろしければ、先に今の基本方向2のほうに移らせていただいて、まず今丁度話が出ておりますので、経済的支援より先に今度の自立支援とか、ひきこもり児童の支援とかケアラーの支援とか、今出た子ども・若者に対する相談支援、こちらのほうから先に御意見を賜れればと思いますけれども、いかがでしょうか。

天野先生、お願いいたします。

○天野委員 この子どもに対する支援の中で、「かならいん」において小児科等を含めた医療機関との連携強化というふうにあります、非常に重要かなというふうに思っています。以前に「かならいん」と医療機関との関係で質問した際、「かならいん」は24時間対応だけれども、病院の証拠採取に限って言えば、時間にちょっと限定があるというところだったんですが、やっぱり子どもがSNSとかで何か相

談をして助けを求めたり、そういうときに例えば病院に行ったほうがいいような事案で、でも、病院がやっていないというか、その時間帯でもう一回来てくれといってもなかなか来ないんじゃないかなという気もしたりしているので、コロナの影響や病院との関係もあるので難しい問題もあるかもしれませんが、せっかく「かならいん」が24時間対応なので、医療機関との連携というところでは、できるだけ来たときにリアルタイムで動けるような、そういうような連携強化、支援充実というのをやっていけたらいいかなというふうに思いました。以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

その点に関して勝島先生、いかがでございませうか。医療機関、特に性犯罪被害の場合の「かならいん」のほうの体制はかなり整備されていますが、医療機関との連携、医療機関のほうの体制の整備というのはそう簡単にはいかないんですけども、どういうふうにしたらいいかということなんですが、何か御意見を頂戴できますでしょうか。

○勝島委員 性被害関係で言いますと、婦人科関係ですかね、想定されているのは。

○天野委員 婦人科もそうです。あと、ここに書いてある小児科も。

○太田座長 婦人科と小児科だそうです。

○勝島委員 小児科は想定されている。

○太田座長 婦人科と小児科。

○勝島委員 いずれにしても、なかなか御理解いただける先生も今増えてきているとはいえ、24時間365日となると、県内でどこの時間だったらどこの病院とかというものが一定程度ないと、理解していただける先生がいたとしても、その先生に発生時間、見ていただきたい時間に見ていただけないとか、かなり難しいんじゃないかと思えます。私は精神科なので、ほかの科のことについてはよく分からない部分があるんですが、正直なところ、相当しっかり体制を組まないと、御理解ある先生方の御意見も聞いて、どういう体制をつくったらいいかを考えていくのが必要かなと思えます。

○太田座長 ありがとうございます。その前提としてなんですけれども、「かならいん」と病院との連携は今どういう形になっているんですか。何か提携病院というのがあって、地域ごとにある程度指定されていて、こういう一応提携、協定みたいなものをつくってあって、こういった被害者だったら紹介しますのでお願いしますと、そういうふうになっているということでしょうか。

○小森担当課長 そうですね。「かならいん」のほうでは産婦人科の医療機関66か所と連携してまして、被害者が来たときに配慮していただくようお願いしてまして、そういった面で連携を図っているということになります。

○太田座長 24時間体制というとき、例えば救急とかは利用できないものなんですか。救急だと24時間体制、救急をやっているところは24時間体制だと思うんですけども、勝島先生、そのあたりはいかがでしょう。救急で例えば性犯罪被害を受けましたとあって、救急で受け入れていただくことはできるのでしょうか。

○勝島委員 そのところが私も非常に心配しているところで、協定を結んで理解していただける先生は、昼間は大丈夫かもしれないんですけども、夜中に見てい

ただきたいと思ったときに、その先生に見ていただけるかどうかはまた別問題で、かといって夜に発生した事案で、あした昼間に行ってくださいとか来てくださいますという話になっても、それは困難な場合がありますよね、実際問題として。すぐに対応しなければいけないというのが多いと思うので、その辺はやってくださる先生方に御意見を伺わないと、実際に協定を結んだとしてもうまく回らないんじゃないかという気がします。

実際、あしたでもいいですよというようなケースであれば何とかなるかもしれませんが、それはどうでしょうか。

○太田座長 警察にもしそういった性犯罪被害者の方が来た場合に、妊娠を防ぐためには一定の時間数の中で薬を投与しなければいけないですよ。そういうときなんかには救急に連れて行って対応していただくということになっているのでしょうか。

○中嶋室長 今、正確な資料等を持ち合わせていないので、詳細はすぐ回答できませんが、県警で把握している病院において対応するようになっていると思います。次回の検討委員会で回答したいと思います。緊急避妊については、72時間以内に服用するものなど時間によって手法が異なるので、産婦人科等の先生とどのような手法で緊急避妊措置をするのかなどを検討するようになると思います。ただ、「かならいん」は、警察に届出を望まない方の電話の相談者の方なので、説得していただければ、証拠採取の対応も、スムーズにできると思います。

○太田座長 もし警察がそういうふうな産婦人科とかで緊急的に対応していただいているところもあるならば、「かならいん」のほうもそういうところが入っていれば対応できる可能性はあるかもしれませんが、しかも、婦人科だけじゃなくて産科も入っているならば、かなり対応の可能性も広いように思うんですが、なかなかそういうわけにいかないのでしょうか。

○佐藤主幹 先ほどの24時間対応ができないというのは、証拠採取は基幹病院1か所をお願いをしており、時間がかかるということもありまして、SANE（サイン）の方に付いていただいておりますので、24時間いつでも行って証拠採取に対応できるというふうにはまだ今は至っていないということです。

○太田座長 支援体制としては、一応24時間レベルの体制が「かならいん」との関係ではかなり整備されていると考えてよろしいでしょうか。

○佐藤主幹 総合病院で24時間やっているところで対応可能となれば、緊急避妊ピルであればということですが、やはり証拠採取は別の対応が必要ですので、そこについてはなかなか難しいところです。

○太田座長 それでは、それ以外の点でも結構ですので、何かございましたらお願いいたします。

○渡邊委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、サポートステーションで受け付ける罪種というのかな、これは限られている。そうですよね。例えば財産犯なんかは受け付けない。それから、痴漢だとかそういうのは受け付けるのでしょうか。盗撮だとか、受け付ける罪種を広げると、そういうお考えはないのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○中嶋室長 罪種は限られています。例えば盗撮や痴漢一つにしてもいろんな盗撮や痴漢があり、その手段や当事者の関係性等によっても、被害者が受ける精神的な被害等は大きく違ってくるため、事件によっては警察署長の判断で支援要請を行い、支援調整会議にかけるなどの手続きを経て、ひとつひとつの事案に応じて対応するようにしています。

○太田座長 今のお答えでよろしいでしょうか。

サポートステーションは幸い警察が入っていますから、警察は別に罪種に制限があるわけではありませんから、相談も乗られると思いますし、多分民間の被害者支援センターに相談が来ても、あなたは財産犯なんですから駄目とか痴漢だから駄目ですというのではなくて、相談は多分受けられているとは思いますが、ただ、何か措置みたいなものが必要なものについては罪種が限定されてくるというわけですね。そういうことでよろしいでしょうか。

○中嶋室長 はい。公費による負担制度が適用できるかどうかについて、検討することとなりますが、先ほど言ったようにこの罪名だから絶対に適用できないかという、そういう訳ではありません。

○太田座長 何かございますか。

お願いいたします。

○永野所長 その点について確かに18罪種に限られています。先ほど渡邊委員から話が出ました痴漢については、これは迷惑防止条例違反になりますので、サポートステーションの支援対象の罪種ではありません。支援対象外の罪種については被害者支援センターが中心となって弁護士相談、それから、カウンセリングにつなげています。弁護士相談については、神奈川県弁護士会の犯罪被害者支援委員会と緊密な連携をもってやっております。確かに18罪種という罪種に制限はあり、対象罪種を広げれば広げるほど確かに支援できますけれども、県の予算にも限りがあります。また、サポートステーションの支援対象罪種を拡大すると、条例のない市町村が県のやり方を模して条例を制定し、市町村独自の支援を行う際に負担になると思われれます。市町村の条例ができることによって、サポートステーションと市町村で緊密な連携ができると私は思っておりますので、全ての市町村が特化条例を制定していない今の時点で対象罪種を特に広げる必要性は特に感じていません。それ以上に大事なものは、まだ条例を制定されていない市町村が早く条例をつくっていただくことです。市町村における経済的支援を含めて、いろいろな形での支援が充実するほうが、より早く、充実した支援、要するに被害者の利益を第一に考えた支援につながるんじゃないかと私自身は思っております。

実際にサポートステーションにおいて、支援対象罪種から漏れた被害者に対しては、被害者支援センター発議で支援調整会議に諮問する、もしくは被害者支援センター独自で支援を行っておりますので、今のところ、特に問題があるとは思っておりません。一番大事なものは、同じことを繰り返して申し訳ないですけれども、条例が制定されていない市町村に早く条例を制定していただいて、その中において市町村独自にいろいろな支援をできるような形にしていただくのが最善ではないかと思っております。以上です。

○太田座長 御意見ということで賜っておきます。

勝島先生、先ほどの件でしょうか。勝島先生、お願いいたします。

○勝島委員 全く別の話なんですけど、本筋とは離れますが、資料の2と3、あと、骨格案・全体板とかを拝見しますと、臨床心理士等という言葉と公認心理師等という言葉が混在しているようなんですけども、これはあえてこうしているんでしょうかという質問です。例えば資料2でいうと、1枚目の基本方向2の(1)の④が臨床心理士になっていまして、資料3の8ページの(4)の④のところでは公認心理師等と書いています。あと、全体板・骨格案でいうと、ここでも公認心理師等というところと臨床心理士等と書いてあるところがあるんですけども、これはあえて分けているのか、それともそうではないのかという質問です。

あえてではないのであれば、私個人的には国家資格である公認心理師等に合わせたほうがいいのかなどという感じはしていますが、いかがでしょうか。

○太田座長 事務局、いかがでしょうか。

○橋本主任主事 資料3の8ページを御覧いただきますと、公認心理師等と書いてあるところは2つ目の四角でございましてけれども、「公認心理師等の資格を有する少年相談員」と、県警の少年相談員の要件についての記載となっております。一方、臨床心理士等と書いてあるところは、主にサポートステーションでカウンセリングを行っているカウンセラーの資格について記載しているものでございます。

ただ、確かに勝島先生のおっしゃるとおり、公認心理師の資格を持っていらっしゃるカウンセラーはサポートステーションにもおりますので、サポートステーションにおけるカウンセラーと県警における少年相談員の要件等について確認し、県警と相談しまして、表現等の統一をするか、もしくは公認心理師、臨床心理士等と併記するか、いずれかで整理することで検討を進めさせていただきます。

○太田座長 ありがとうございます。

○勝島委員 通常「等」とつけるときは、大体臨床心理士、公認心理師、両方含めてというふうな、その他の心理職の人たちも含めてというようなニュアンスのことが多いかと思うので、どれを優先するかということになるかと思うんですね。

以上です。これでいいです。

○太田座長 ありがとうございます。臨床心理士の資格も当分は残るんですかね。だとすると、確かに両方書いておくとか、どちらが先だとか、そういうことになることややこしいんですけども、臨床心理士の方もかなり公認心理師になられている方が多いですね。サポートステーションの方は臨床心理士で、公認心理師にはなられていない方なんですか。それであえてこうやって書かなければいけないような状況なんですか。

○橋本主任主事 様々なカウンセラーが関わっているので、全員の資格状況が今すぐ答えられず恐縮ですけども、確認させていただいて、どちらかに寄せられるようであれば寄せて、寄せられないようであれば併記するような形で検討していきたいと思えます。

○太田座長 分かりました。お願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。この点に関して。

ちょっとまた私からよろしいですか。あまり座長がしゃべり過ぎてはいけないんですけれども、ちょっとこれは御検討くださいということなんですけれども、前も児童相談所の被害児童に対する支援で、児童相談所と県との連携もきちんと考えたほうがいいんじゃないかという話も出ておりましたので、そこについてのちょっと検討をいただければなというふうに思います。そこがきちんと反映されているのかどうかということがまず意見です。

それから、次がもちろんスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアドバイザー、スーパーバイザーみたいなものを設けるのは非常にいいかと思うんですけれども、私はスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの研修がどうなっているか全く分からないんですけれども、少なくともスクールカウンセラーの方が犯罪被害者に対するケアということにはあまり造詣が深くないという現実があるとすると、もう少しアドバイザーとかスーパーバイザーがいてくれることは非常に助かると同時に、そもそも研修なんかもきちんと神奈川県で独自に進めて、犯罪被害者の置かれている状況とか支援に非常に詳しいスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方がいらっしゃっていいかと思いますので、そういった研修のことも計画に入れていただければというふうに思いました。

以上です。

○橋本主任主事 御指摘いただきましたスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、県教育委員会の所管ですので、次回検討委員会までに研修の実施状況等について聞き取りまして、記載できる内容があれば記載しますし、充実を検討する等記載が可能か、教育委員会に照会して、改定素案にできる範囲で反映していきたいと考えております。

○太田座長 この間もいじめの件数が過去最高と出ておりました。一体スクールカウンセラーの方は何をされているんだろうかというふうに疑問に思っております。ちょっとそんなことを言うとスクールカウンセラーの方には気の毒なんですけれども、ただ、全校に配置をされていないですよね。そういう体制の整備も含めて、研修からスーパーバイザーの件を御検討いただければというふうに思います。

○橋本主任主事 スクールカウンセラーにつきましては、県としては、政令指定都市を除いて全ての公立中学校と県立学校に配置をしております。その点は計画にも今回新たに記載させていただいているところです。

○太田座長 ありがとうございます。

じゃあ、お願いいたします。

○伊藤委員 今の点に関連してですが、この子ども・若者に対する相談支援の充実というところで、拝見していてこういうことは神奈川県としてスクールカウンセラー、それから、スクールソーシャルワーカーについて配置をきちんとなさっているというのはとてもいいことだと思います。また、スーパーバイザー、それから、アドバイザーについてもこうやって言及しておられて、これをやっていきますということなので、とてもいいことだと思って読みました。

なかなかこのスーパーバイザーとかアドバイザーまでやっているところはまだ少ないので、ぜひ自治体としてこれを充実させていただきたいなと思っています。こ

れをもう一歩進めて、例えばスーパーバイザーなりアドバイザーなりが助言をする中で、学校におけるいろんな問題点というのも明らかになってくるわけですね。子どもたちがどんな被害を受けたり、どんな悩みを抱えていたり、それに対してどう対応していくのがいいのかというようなこともだんだん情報というか、知見が蓄積されていくはずなので、そういうのを大事にして、情報共有したり、あるいは子どもを支えるネットワークづくりまで広げていけたらいいんじゃないかなと思っています。

まだまだ学校レベル、現場レベルはそういう犯罪被害とか相談に対してどう対応したらいいとか未知数のところが多くて、十分なことができていないところが多いと思いますので、こういったスーパーバイザーとかアドバイザー制度を設けていくなら、それをさらに充実させて、情報共有という言い方がいいのか分かりませんが、個人情報の問題もあるんですけれども、そういうケースを事例検討なりして積み上げていって、本当に協議会みたいなものを開いてもいいですし、教職員も含めてこういうことが必要だということが広がっていくといいなと思っています。小学校なんかも入るといいなと思って見ていたんですけれども、何かしらそういうことも含めて、この取組の中に今回入れられたらいいかなと思っています。以上です。

○太田座長 ありがとうございます。そのことも含めて、教育委員会に投げかけて御検討いただければと思います。

これ小学校が入っていないのは、市町村だからですか。

○橋本主任主事 今回の資料3には入っていないんですけれども、骨格案全体板の20ページには、学校における再被害防止措置の推進ですとか、学校・警察連絡協議会の開催等の内容の中に小学校も含まれてはございます。子ども・若者を今回重点的取組にする中で、記載をさらに充実させるために様々な項目に書いてはありますけれども、重点項目としての記載を充実するという観点でも教育委員会に意見照会して、記載について検討していきたいと思っています。

○太田座長 ありがとうございます。

ちなみに市のほうで、川崎市とか茅ヶ崎市の市のほうでは小学校なんかのこういうスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーさんの被害者支援の体制とか、ちょっとスーパーバイザーまではないと思いますけれども、被害者支援の関係で何か検討されている項目があったら御紹介いただけますでしょうか。

○山根委員 川崎市でも各中学校と高校にスクールカウンセラーというのを置いていると聞いています。ただ、スクールカウンセラーに対するアドバイザー制度ですとか、また、そういったスーパーバイザーというのがあるかどうかは、今ちょっとはっきりしたことは分からないという状況です。ただし、そういう各学校にスクールカウンセラーを置いているということは聞いています。

○押切委員 茅ヶ崎市の詳しい状況は分かりませんので、担当課に話を聞きたいと思っています。

○太田座長 すみません、急に振りまして。スーパーバイザーまではないと思うんですけれども、ただ、被害者支援の中で位置づけられているかどうかというのがも

し今後分かれば、情報提供を県のほうにもしていただけると助かります。市町村のほうでは、小学校や中学校のほうはちゃんとやっていますよということになり、県のほうでは県の高校とかそういうこともちゃんとやっていますよということになれば、トータルでカバーができればいいと思います。それは国の基本計画のほうでも被害者支援の位置づけということになっているので、何かもし情報があれば情報提供をお願いいたしますということでございます。

それでは、時間も時間になってまいりましたので、またこの点について何か御意見があれば、後日事務局のほうで。お願いいたします。

○小森担当課長 1つだけよろしいでしょうか。

今日欠席の山本委員から事前に御質問いただいているんですが、今お話のあったお子さんの関係、学校機関との連携、それから、資料3の2ページ目の一番下の県、県警察、民間支援団体等と市町村で検討会を開催、こういった連携に関して御意見をいただいていますので、ここで御紹介させていただければと思います。読み上げさせていただきます。

「県、県警察と市町村間の相互の連携方法の検討に賛成です。さらには未成年者の被害の場合に、教育機関・児童相談所との連携も重要になります。教育機関の場合には、事例等を蓄積し、このような対応をしていると教育委員会を通じて学校組織に示すことも効果的と思われませんが、そのような冊子配布や講演等の実施も行われていますでしょうか。他都道府県では、教師による生徒へのわいせつ行為、生徒から生徒への性行為を含んだ性暴力、盗撮等に児童相談所と、性暴力ワンストップ支援センターで対応し、その後、性暴力ワンストップ支援センター職員が学校職員へ講演を行っていましたので、御検討いただけますと幸いです。」という御意見をいただいております。

教育委員会にも確認しないといけないところもありますので、この御質問と御意見につきましては、山本委員にも委員の皆様にも次回お答えできればと思っております。なお、性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターの職員による学校職員、教員への講演につきましては、教育委員会からの依頼もありまして、人権教育の一環として「かならいん」の職員が講師を務めることや、講演に行くこともございますし、養護教諭向けに事業説明等を実施する機会というのは設けております。

今後は、もっと連携を強化していかなければいけない、学校や児童相談所との連携をさらに充実していかなければいけないと思っております。

○太田座長 ありがとうございます。また分かったことがありましたら、次回のときにも御紹介いただければと思います。今の山本先生のお話の中にも先ほど出ていた児童相談所と学校というのが入ってございましたけれども、それから、県も含めての連携というのは先ほども出ていたことだと思いますし、それから、途中の事例集の話は先ほど伊藤先生がおっしゃったことですよね、まさに。そういったスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを通じて、さらには先ほどスーパーバイザーという話になりましたが、スーパーバイザーの知見なんかを共有するシステムをつくるという話とも整合するものだと思いますので、そういったこともこの神奈川県の実践としては将来の課題になるのではないかなというふうに思いました。

すみません、それでは、残り時間も少なくなってまいりましたので、経済的支援の部分についての御意見を賜りたいと思います。まだ6ページのほうには先ほども橋本さんのほうから御紹介いただきましたように、これまでもいろんな支援金、見舞金の創設、それから、奨学金、それから、訴訟の再提訴の費用とかそういったものを整備すべきだという意見が出ておりましたけれども、具体的にまだ予算措置も含めて十分な検討を進めなければいけないために記載はございませんけれども、これまでもそういった御意見は頂戴しているところでございます。

従いまして、今日は改めまして経済的支援についての在り方について皆様から御意見を賜りたいと思いますけれども、何か。同じことでも構いませんし、改めてこういった制度もしくはこういった内容ということがありましたらお願いいたします。

お願いいたします。

○渡邊委員 経済的支援については第1回検討委員会的时候も言わせていただいたんですけれども、神奈川県は貸付金制度があると。ただ、内容を聞いてみると、今までで1件しか利用がないと。そのほかの方について申込みはあったけれども、返済しなきゃいけないということで、返済できないから辞退したと、こういう関係になると、やっぱり給付型の支援金、見舞金、これは絶対必要になってくると思うんですよね。犯罪被害に遭うと、思わぬお金が出ていくんですよ。ですから、その当座の出費に充てるという形で見舞金、支援金、これはぜひ神奈川県でも制度としてつくっていただきたいと。

それで、市町村で出すから県は出さないとか、県が出したら市町村はやめろとか、そういうみみっちいことは言わないで、やっぱり県は出す、市町村も出す、これは栃木県でも三重県でも併給を認めていますので、東京は何か併給を認めないという世知辛いことを言って、ある区では東京は見舞金なので、うちは支援金ということで名称を変えて両方から出るようにしたと、こういう事例もあるんですけれども、神奈川でもぜひ支援金、見舞金制度、これを出していただきたいと。座長がずっと言っていらっしゃる奨学金、これもできれば一番いいとは思いますが、いろいろ考えてみると、私はこの制度は国の制度かなという感じがします。ただ、神奈川が、いや、我が県は率先してそういう子どものために奨学金制度をつくりますよということであれば、それはそれで大賛成します。以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

ほか、経済的支援について。天野委員、お願いいたします。

○天野委員 今、渡邊委員からあった給付金なんですけれども、つくるのであれば私も親族間だから支給しないとか、そういうのではなくて、横浜市も給付金は親族間であっても、ちょっと条件はあったかもしれませんが、給付されているはずなんです。犯給金とはちょっとその辺が違ったりもするので、ぜひ支給を厳しく制限しないというか、その辺、親族間などであっても広く給付できるような形で、加害者に環流しない形であれば給付できるような、そういう形で検討していただけたらとてもいいかなと思います。

○太田座長 支給要件ですね。お願いします。

○渡邊委員 私が所属する新あすの会でもイギリスの補償制度、これを調べたんで

すよね。そのときはたとえ親族間であっても、申請時点で別居していれば支給するというふうになっているんですよね。ですから、日本の場合でも親族間でもその後ずっと例えば親族関係が続けていくということであれば支給する必要はないと思うんですけれども、例えば夫婦間であれば離婚したとか、離婚するつもりでもう裁判を起こしているとか、そういう実態があれば支払ってもいいと思います。

○太田座長 支給要件について、ほかに何かございますでしょうか。

かなり細かい話にはなりますけれども、確かに犯給法はいろんな理由からかなり要件を限定してありますけれども、例えば日本国内で起きた被害じゃなければいけないとなっているんですが、今自治体では海外で受けた被害の場合でも支給するような条例をたくさんつくっておりますし、経済的支援という意味では、どこで被害を受けても全く遺族とか被害者本人が受ける経済的なダメージは同じなので、むしろ犯給法にないような形の条例が必要なのではないかなと思います。そういった意味では、給付対象を市民に限るのかどうかとか、犯行時に市民だったかどうかとか、給付対象も結構自治体によってばらばらなんですね。全く無軌道なので、そういうことも含めて条件をきちんと検討する必要はあろうかと思います。

ほか、経済的支援についていかがでしょうか。

これは私たちも具体的にどれぐらい実現可能性があるかというのは県のほうに聞いてみたいところであります。今や多くの広域自治体でも様々な経済的支援を導入している自治体も出てきておりますので、決して不可能なことではないと思っておりますが、かといってそんな簡単なことでもないだろうというふうには思います。ローマの道も一日にしてならずなので、優先順位をつけなければいけない場合もあるかとは思いますが、具体的な大きな一歩を踏み出すためにこういった制度をつくるのかということについては、これまでに出了意見も含めて御検討いただければなというふうには思っております。言い出せばいろんな助成金があります。奨学金もありますし、再提訴の費用もありますし、それから、いろんな家事補助の支援とか、あと、犯罪究明のための費用とかいろんなことをやっている自治体も最近が増えてきておりますので、こういった細目ごとの給付といったことも金額の妥当性が判断しやすいという面がありますので、御検討いただければなというふうに思います。

ほか、経済的支援についてよろしいでしょうか。

それでは、もう時間になってまいりましたので、今日いただいた御意見のほかにもし何か御意見がございましたら、事務局のほうに書面ないしはメールで御連絡いただければというふうに思います。

皆様からいただいた御意見につきましては、事務局で検討させていただいた上で、またこの検討会ないしは個別に御相談、御対応をしていただけるものというふうに思います。最終的に次回の検討会においては、事務局案としての素案を御提示いただければというふうに伺っておりますので、そこでこれまでの議論を踏まえて、どういう形で反映されているのかということについてまた改めて御意見を伺うとともに、条例につきましても、今日はかなりいろんな御意見は頂戴しましたけれども、また改めて御意見を頂戴したいと思っております。

それでは、もうそろそろ時間となってまいりましたので、今日のところはこれで検討会を終了させていただきたいというふうに思います。

その他、何か事務局のほうからございますでしょうか。

○小森担当課長 特にございません。

○太田座長 それでは、特になければ、次回につきましては先ほどもありましたけれども、11月6日月曜日で、時間は午後1時ですね。13時から、場所が今度は県庁ですね。前回の神奈川県庁の西庁舎の7階統制部室B、第2回検討委員会と同じところというふうに伺っておりますので、また後日、事務局より正式に通知が皆様のところに届くかと思えます。

それでは、本日の議題はこれにて終了とさせていただきます。議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時54分 閉会